

(別紙)

平成 23 年 4 月 27 日付課法 4-10 ほか 3 課共同「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律に係る法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」(法令解釈通達)のうち、次表の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改正する。

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改 正 後											
(7 先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書)											
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;"> <p>税務署受付印</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>先行取得資産に係る買換えの特例の 適用に関する届出書 (震災特例法 19、27)</p> </div> <div style="text-align: right;"> <p>※整理番号</p> <p>※課税/非課税</p> </div> </div>											
平成 年 月 日 税務署長殿		提出法人		〒		※ 整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課		業			
		<input type="checkbox"/> 単 体		納 税 地							
		<input type="checkbox"/> 法 親		(フリガナ)							
		<input type="checkbox"/> 法 人		法 人 名 等							
		<input type="checkbox"/> 法 人		法 人 番 号							
		<input type="checkbox"/> 法 人		(フリガナ)							
代表者氏名		代表者住所		電話() -		代表者氏名		代表者住所			
事業種目		事業種目		業		業		業			
連 結 子 法 人		(フリガナ)		法 人 名 等		(フリガナ)		代 表 者 氏 名			
本店又は主たる事務所の所在地		電話() -		(フリガナ)		代 表 者 住 所		事 業 種 目			
代表者氏名		代表者住所		電話() -		業		業			
代表者住所		業		業		業		業			
事業種目		業		業		業		業			
自平成 年 月 日 (連結)事業年度において取得をした下記の資産につき、 至平成 年 月 日 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第19条第3項 第27条第3項 《先行取得資産がある場合の買換えの特例の適用》の規定の適用を受けたいので、下記のとおり届け出ます。											
記											
先行取得資産		種 類		規 模		所 在 地		用 途			
		取得年月日		取得額		取得年月日		取得額			
		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日			
		円		円		円		円			
		譲渡予定資産の種類		譲渡予定資産の種類		譲渡予定資産の種類		譲渡予定資産の種類		譲渡予定資産の種類	
その他参考となるべき事項		その他参考となるべき事項		その他参考となるべき事項		その他参考となるべき事項		その他参考となるべき事項			
税理士署名押印		税理士署名押印		税理士署名押印		税理士署名押印		税理士署名押印			
※税務署 処理欄		部 門		決 算 期		業 種 番 号		番 号			
整理簿		備 考		通 信 日 付 印		年 月 日		確 認 印			

27.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前											
(7 先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書)											
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;"> <p>税務署受付印</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>先行取得資産に係る買換えの特例の 適用に関する届出書 (震災特例法 19、27)</p> </div> <div style="text-align: right;"> <p>※整理番号</p> <p>※課税/非課税</p> </div> </div>											
平成 年 月 日 税務署長殿		提出法人		〒		※ 整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課		業			
		<input type="checkbox"/> 単 体		(フリガナ)							
		<input type="checkbox"/> 法 親		法 人 名 等							
		<input type="checkbox"/> 法 人		納 税 地							
		<input type="checkbox"/> 法 人		(フリガナ)							
		<input type="checkbox"/> 法 人		代 表 者 氏 名							
代表者住所		代表者住所		電話() -		代表者氏名		代表者住所			
事業種目		事業種目		業		業		業			
連 結 子 法 人		(フリガナ)		法 人 名 等		(フリガナ)		代 表 者 氏 名			
本店又は主たる事務所の所在地		電話() -		(フリガナ)		代 表 者 住 所		事 業 種 目			
代表者氏名		代表者住所		電話() -		業		業			
代表者住所		業		業		業		業			
事業種目		業		業		業		業			
自平成 年 月 日 (連結)事業年度において取得をした下記の資産につき、 至平成 年 月 日 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第19条第3項 第27条第3項 《先行取得資産がある場合の買換えの特例の適用》の規定の適用を受けたいので、下記のとおり届け出ます。											
記											
先行取得資産		種 類		規 模		所 在 地		用 途			
		取得年月日		取得額		取得年月日		取得額			
		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日			
		円		円		円		円			
		譲渡予定資産の種類		譲渡予定資産の種類		譲渡予定資産の種類		譲渡予定資産の種類		譲渡予定資産の種類	
その他参考となるべき事項		その他参考となるべき事項		その他参考となるべき事項		その他参考となるべき事項		その他参考となるべき事項			
税理士署名押印		税理士署名押印		税理士署名押印		税理士署名押印		税理士署名押印			
※税務署 処理欄		部 門		決 算 期		業 種 番 号		番 号			
整理簿		備 考		通 信 日 付 印		年 月 日		確 認 印			

23.06

(規格 A 4)

改 正 後

(7 先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書)

先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書（震災特例法 19、27）の記載要領等

1 この届出書は、法人（連結法人を含みます。）が取得（製作又は建設を含みます。）をした資産について、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 19 条第 3 項又は第 27 条第 3 項（先行取得資産がある場合の買換えの特例の適用）の規定の適用を受ける場合に、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人がその旨を届け出るときに使用してください。

なお、先行取得資産がいずれの規定の適用を受けるものであるかに応じ、該当条項を○で囲んでください。

(注) 震災特例法第 19 条第 3 項又は第 27 条第 3 項の規定の適用を受けることができる先行取得資産は、法人が平成 23 年 3 月 11 日以後に取得をするものに限られます。

2 この届出書は、その取得をした日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。

3 届出書の各欄は、次により記載してください。なお、震災特例法第 19 条第 3 項又は第 27 条第 3 項の規定は、この届出書に記載された資産に限り適用を受けることができますから、明確に記載してください。

また、この届出書に記載しきれない場合には、別紙に記載してください。

(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3) 「種類」欄及び「用途」欄は、その資産が減価償却資産である場合には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に定めるところに準じて記載してください。

(4) 「規模」欄は、その資産が、土地等、建物、構築物等にあつてはその面積等を、機械及び装置等にあつては処理能力等を記載してください。

(5) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(6) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(7 先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書)

先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書（震災特例法 19、27）の記載要領等

1 この届出書は、法人（連結法人を含みます。）が取得（製作又は建設を含みます。）をした資産について、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 19 条第 3 項又は第 27 条第 3 項（先行取得資産がある場合の買換えの特例の適用）の規定の適用を受ける場合に、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人がその旨を届け出るときに使用してください。

なお、先行取得資産がいずれの規定の適用を受けるものであるかに応じ、該当条項を○で囲んでください。

(注) 震災特例法第 19 条第 3 項又は第 27 条第 3 項の規定の適用を受けることができる先行取得資産は、法人が平成 23 年 3 月 11 日以後に取得をするものに限られます。

2 この届出書は、その取得をした日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。

3 届出書の各欄は、次により記載してください。なお、震災特例法第 19 条第 3 項又は第 27 条第 3 項の規定は、この届出書に記載された資産に限り適用を受けることができますから、明確に記載してください。

また、この届出書に記載しきれない場合には、別紙に記載してください。

(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3) 「種類」欄及び「用途」欄は、その資産が減価償却資産である場合には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に定めるところに準じて記載してください。

(4) 「規模」欄は、その資産が、土地等、建物、構築物等にあつてはその面積等を、機械及び装置等にあつては処理能力等を記載してください。

(5) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(6) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(8 適格分割等による特定の資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書)

適格分割等による特定の資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書 (震災特例法19、20、27、28)		※整理番号		
※経費/入/別添		※経費/入/別添		
平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人 <input type="checkbox"/> 納 税 地 〒 _____ (フリガナ) _____ 電話() _____ <input type="checkbox"/> 単 連 体 結 法 親 人 法 人 法 人 番 号 _____ (フリガナ) _____ 代 表 者 氏 名 _____ 代 表 者 住 所 〒 _____ 事 業 種 目 _____			
	連 結 子 法 人 (フリガナ) _____ 法 人 名 等 _____ 〒 _____ (局 署) 本店又は主たる事務所の所在地 (フリガナ) _____ 代 表 者 氏 名 _____ 〒 _____ 代 表 者 住 所 _____ 事 業 種 目 _____	※ 税 務 署 処 理 欄 整 理 番 号 _____ 部 門 _____ 決 算 期 _____ 業 種 番 号 _____ 整 理 簿 _____ 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課		
	適格分割等を行う場合において、特定の資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額について、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。) (第19条第10項(第20条第17項において準用する場合を含みます。) 第27条第10項(第28条第18項において準用する場合を含みます。)) により又は特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定について、震災特例法 (第20条第3項 第28条第4項) により下記のとおり届け出ます。			
	記 適 格 分 割 等 に 法 人 名 等 係 る 分 割 承 継 法 人 等 納 税 地 代 表 者 氏 名 _____ 適 格 分 割 等 の 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 譲 渡 資 産 種 類 _____ 所 在 地 _____ 規 模 (土 地 等 の 場 合 は 面 積) _____ 譲 渡 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 買 取 得 資 産 種 類 _____ 構 造 _____ 所 在 地 _____ 規 模 (土 地 等 の 場 合 は 面 積) _____ 取 得 (予 定) 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 減 額 し た 金 額 又 は 期 中 特 別 勘 定 の 金 額 _____ 円 添 付 明 細 (別 表 等) _____ そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項 _____			
	税 理 士 署 名 押 印 _____		(規格A4)	
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	
			番 号	
			整 理 簿	
			備 考	
		通 信 日 付 印	年 月 日	
			確 認 印	

27.06改正

改 正 前

(8 適格分割等による特定の資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書)

適格分割等による特定の資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書 (震災特例法19、20、27、28)		※整理番号		
※経費/入/別添		※経費/入/別添		
平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人 (フリガナ) _____ <input type="checkbox"/> 法 人 名 等 _____ <input type="checkbox"/> 単 連 体 結 法 親 人 法 人 納 税 地 〒 _____ (フリガナ) _____ 代 表 者 氏 名 _____ 〒 _____ 代 表 者 住 所 _____ 事 業 種 目 _____			
	連 結 子 法 人 (フリガナ) _____ 法 人 名 等 _____ 〒 _____ (局 署) 本店又は主たる事務所の所在地 (フリガナ) _____ 代 表 者 氏 名 _____ 〒 _____ 代 表 者 住 所 _____ 事 業 種 目 _____	※ 税 務 署 処 理 欄 整 理 番 号 _____ 部 門 _____ 決 算 期 _____ 業 種 番 号 _____ 整 理 簿 _____ 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課		
	適格分割等を行う場合において、特定の資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額について、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。) (第19条第10項(第20条第17項において準用する場合を含みます。) 第27条第10項(第28条第18項において準用する場合を含みます。)) により又は特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定について、震災特例法 (第20条第3項 第28条第4項) により下記のとおり届け出ます。			
	記 適 格 分 割 等 に 法 人 名 等 係 る 分 割 承 継 法 人 等 納 税 地 代 表 者 氏 名 _____ 適 格 分 割 等 の 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 譲 渡 資 産 種 類 _____ 所 在 地 _____ 規 模 (土 地 等 の 場 合 は 面 積) _____ 譲 渡 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 買 取 得 資 産 種 類 _____ 構 造 _____ 所 在 地 _____ 規 模 (土 地 等 の 場 合 は 面 積) _____ 取 得 (予 定) 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 減 額 し た 金 額 又 は 期 中 特 別 勘 定 の 金 額 _____ 円 添 付 明 細 (別 表 等) _____ そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項 _____			
	税 理 士 署 名 押 印 _____		(規格A4)	
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	
			整 理 簿	
			備 考	
		通 信 日 付 印	年 月 日	
			確 認 印	

26.06改正

改 正 後

(8 適格分割等による特定の資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書)

適格分割等による特定の資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書（震災特例法 19、20、27、28）の記載要領等

- 1 法人（連結法人を含みます。）が適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（下表(2)の届出にあっては適格現物分配を除きます。以下「適格分割等」といいます。）を行う場合において、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）の下表の条文に基づき帳簿価額を減額した場合又は、期中特別勘定を設定した場合に、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が減額をした金額又は期中特別勘定の金額等の届出を行うときに使用してください。

	根拠条文	届出根拠条文
(1) 特定の資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額の届出	第19条第8項 (第20条第8項) 第27条第8項 (第28条第9項)	第19条第10項 (第20条第17項) 第27条第10項 (第28条第18項)
(2) 特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出	第20条第2項 第28条第3項	第20条第3項 第28条第4項

- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、震災特例法第19条第8項、第27条第8項、第20条第8項、第28条第9項又は第20条第2項、第28条第3項に規定する分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（上記1の表(2)の届出にあっては被現物分配法人を除きます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名について記載してください。
 - (4) 「適格分割等の日」欄は、震災特例法第19条第8項、第27条第8項、第20条第8項、第28条第9項又は第20条第2項、第28条第3項に規定する適格分割等の日を記載してください。
 - (5) 「譲渡資産」の各欄については、それぞれ譲渡資産の種類、所在地及び規模（土地等にあっては、その面積）並びにその譲渡年月日を記載してください。
 - (6) 「買換資産又は取得見込資産」の各欄については、買換資産又は取得見込資産の種類、構造、所在地及び規模（土地等にあっては、その面積）並びにその取得（予定）年月日を記載してください。
 - (7) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、震災特例法第19条第8項（第20条第8項において準用する場合を含みます。）、第27条第8項（第28条第9項において準用する場合を含みます。）の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は同法第20条第2項、第28条第3項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載します。
 - (8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三（五）「特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書」その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
 - (9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (10) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(8 適格分割等による特定の資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書)

適格分割等による特定の資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書（震災特例法 19、20、27、28）の記載要領等

- 1 法人（連結法人を含みます。）が適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（下表(2)の届出にあっては適格現物分配を除きます。以下「適格分割等」といいます。）を行う場合において、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）の下表の条文に基づき帳簿価額を減額した場合又は、期中特別勘定を設定した場合に、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が減額をした金額又は期中特別勘定の金額等の届出を行うときに使用してください。

	根拠条文	届出根拠条文
(1) 特定の資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額の届出	第19条第8項 (第20条第8項) 第27条第8項 (第28条第9項)	第19条第10項 (第20条第17項) 第27条第10項 (第28条第18項)
(2) 特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出	第20条第2項 第28条第3項	第20条第3項 第28条第4項

- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、震災特例法第19条第8項、第27条第8項、第20条第8項、第28条第9項又は第20条第2項、第28条第3項に規定する分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（上記1の表(2)の届出にあっては被現物分配法人を除きます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名について記載してください。
 - (4) 「適格分割等の日」欄は、震災特例法第19条第8項、第27条第8項、第20条第8項、第28条第9項又は第20条第2項、第28条第3項に規定する適格分割等の日を記載してください。
 - (5) 「譲渡資産」の各欄については、それぞれ譲渡資産の種類、所在地及び規模（土地等にあっては、その面積）並びにその譲渡年月日を記載してください。
 - (6) 「買換資産又は取得見込資産」の各欄については、買換資産又は取得見込資産の種類、構造、所在地及び規模（土地等にあっては、その面積）並びにその取得（予定）年月日を記載してください。
 - (7) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、震災特例法第19条第8項（第20条第8項において準用する場合を含みます。）、第27条第8項（第28条第9項において準用する場合を含みます。）の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は同法第20条第2項、第28条第3項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載します。
 - (8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三（五）「特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書」その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
 - (9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (10) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(9 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書)

特定資産の買換えの場合における特別勘定の 設定期間延長承認申請書 (震災特例法 20、28)		※整理番号	
		※連絡グループ電話番号	
平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 法人等	納税地 (フリガナ) 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目	〒 〒 〒 〒 〒 〒
	電話() -		
	〒		
	〒		
	〒		
	〒		
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等 〒 本店又は主たる 事務所の所在地 (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 事業種目	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 (以下「震災特例法」といいます。) (第20条第1項 第28条第1項) の規定による特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間を下記により延長 したいので申請します。			
記			
申請時の 震災特例法第20条第4項第1号 震災特例法第28条第5項第1号		円 に規定する特別勘定の金額	
取 得 し よ う と す る	種 類		
	構 造		
	規 模		
	価 額	円	円
	所 在 地		
買 換 資 産 の 取 得 予 定 年 月 日			
認 定 を 受 け よ う と す る 年 月 日			
(設定期間の延長を必要とする理由)			
(その他参考となるべき事項)			
税 理 士 署 名 押 印		⑩	
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
			番 号
			整 理 簿
			備 考
			通 信 日 付 印
			年 月 日
			確 認 印

27.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(9 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書)

特定資産の買換えの場合における特別勘定の 設定期間延長承認申請書 (震災特例法 20、28)		※整理番号	
		※連絡グループ電話番号	
平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 法人等	(フリガナ) 法人名等 納税地 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目	〒 〒 〒 〒 〒 〒
	電話() -		
	〒		
	〒		
	〒		
	〒		
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等 〒 本店又は主たる 事務所の所在地 (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 事業種目	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 (以下「震災特例法」といいます。) (第20条第1項 第28条第1項) の規定による特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間を下記により延長 したいので申請します。			
記			
申請時の 震災特例法第20条第4項第1号 震災特例法第28条第5項第1号		円 に規定する特別勘定の金額	
取 得 し よ う と す る	種 類		
	構 造		
	規 模		
	価 額	円	円
	所 在 地		
買 換 資 産 の 取 得 予 定 年 月 日			
認 定 を 受 け よ う と す る 年 月 日			
(設定期間の延長を必要とする理由)			
(その他参考となるべき事項)			
税 理 士 署 名 押 印		⑩	
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
			整 理 簿
			備 考
			通 信 日 付 印
			年 月 日
			確 認 印

23.06

(規格 A 4)

改 正 後

(9 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書)

特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間
延長承認申請書（震災特例法 20、28）の記載要領等

- 1 この申請書は、法人（連結法人を含みます。）が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 20 条第 1 項又は第 28 条第 1 項の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合において、やむを得ない事情によってその特定の資産を譲渡した日を含む事業年度又は連結事業年度（以下「譲渡事業年度」といいます。）の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日から 1 年を経過する日までの期間内に買換資産を取得することが困難なため、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人がその期間の延長を申請するときに使用してください。
- 2 この申請書は、譲渡事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に提出する必要があります。
なお、この期間内に提出しなかった場合であっても、やむを得ない事情が生じたため、当該 1 年を経過する日までの期間内に買換資産を取得することが困難であることとなったときには、当該事情が生じた日から 2 月以内に限りこの申請をすることができます。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、その特別勘定の設定の基礎となった震災特例法第 19 条第 1 項又は第 27 条第 1 項の表の各号の上欄に掲げる譲渡資産の区分ごとに別葉とし、1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
(1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(3)「申請時の 震災特例法第 20 条第 4 項第 1 号 に規定する特別勘定の金額」欄には、この申請書を提出する日現在における特別勘定の金額（譲渡事業年度の前事業年度又は前連結事業年度までに設けた特別勘定の金額がある場合には、この金額を除きます。）を記載しますが、特別勘定設定後益金の額に算入されるべき金額があるにもかかわらず特別勘定の取り崩しを行っていない場合には、当該金額を控除した残額を記載することに注意してください。
(4)「取得しようとする買換資産の内容」欄の各欄
イ「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等）を記載してください。
ロ「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。
ハ「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
ニ「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合にはその所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。
(5)「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とするやむを得ない事情を詳細に記載してください。
(6)「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(7)「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
○ 法人課税信託の名称の併記
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(9 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書)

特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間
延長承認申請書（震災特例法 20、28）の記載要領等

- 1 この申請書は、法人（連結法人を含みます。）が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 20 条第 1 項又は第 28 条第 1 項の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合において、やむを得ない事情によってその特定の資産を譲渡した日を含む事業年度又は連結事業年度（以下「譲渡事業年度」といいます。）の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日から 1 年を経過する日までの期間内に買換資産を取得することが困難なため、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人がその期間の延長を申請するときに使用してください。
- 2 この申請書は、譲渡事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に提出する必要があります。
なお、この期間内に提出しなかった場合であっても、やむを得ない事情が生じたため、当該 1 年を経過する日までの期間内に買換資産を取得することが困難であることとなったときには、当該事情が生じた日から 2 月以内に限りこの申請をすることができます。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、その特別勘定の設定の基礎となった震災特例法第 19 条第 1 項又は第 27 条第 1 項の表の各号の上欄に掲げる譲渡資産の区分ごとに別葉とし、1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
(1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(3)「申請時の 震災特例法第 20 条第 4 項第 1 号 に規定する特別勘定の金額」欄には、この申請書を提出する日現在における特別勘定の金額（譲渡事業年度の前事業年度又は前連結事業年度までに設けた特別勘定の金額がある場合には、この金額を除きます。）を記載しますが、特別勘定設定後益金の額に算入されるべき金額があるにもかかわらず特別勘定の取り崩しを行っていない場合には、当該金額を控除した残額を記載することに注意してください。
(4)「取得しようとする買換資産の内容」欄の各欄
イ「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等）を記載してください。
ロ「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。
ハ「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
ニ「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合にはその所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。
(5)「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とするやむを得ない事情を詳細に記載してください。
(6)「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(7)「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
○ 法人課税信託の名称の併記
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(12 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書)

※整理番号 ※連絡/メール電話番号		適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書（震災特例法 20、28）	
		平成 年 月 日	
提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 単体 結 親 法 人 法 人	納 税 地 (フリガナ) 〒 _____ 電話() - _____	※整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
	法 人 名 等 (フリガナ) 〒 _____ 電話() - _____	代表者氏名 〒 _____ 代表者住所 〒 _____ 事 業 種 目 業	
	法 人 番 号 (フリガナ) 〒 _____	代表者氏名 〒 _____ 代表者住所 〒 _____ 事 業 種 目 業	
	代 表 者 氏 名 (フリガナ) 〒 _____ 電話() - _____	代表者氏名 〒 _____ 代表者住所 〒 _____ 事 業 種 目 業	
	代 表 者 住 所 〒 _____	代表者住所 〒 _____ 事 業 種 目 業	
	事 業 種 目 業	代表者住所 〒 _____ 事 業 種 目 業	
	事 業 種 目 業	代表者住所 〒 _____ 事 業 種 目 業	
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。） 〔 第 20 条第 2 項 第 28 条第 3 項 〕 の規定による適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の 設定期間を下記により延長したいので申請します。 記			
震災特例法第 20 条第 2 項・第 28 条第 3 項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額 円			
当該適格分割等に係る 分割承継法人等において 取得しようとする買換 資産の内容	種 類 構 造 規 模 価 額 所在地	円 円 円 円	円 円 円 円
	買換資産の取得 予 定 年 月 日 認 定 を 受 け よ う と す る 年 月 日 (設定期間の延長を必要とする理由) (その他参考となるべき事項)	円 円 円 円	円 円 円 円
税 理 士 署 名 押 印 ※税務署 部 門 決 算 期 業 種 番 号 量 整 理 簿 備 考 通 信 日 付 印 年 月 日 確 認 印			

27.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(12 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書)

※整理番号 ※連絡/メール電話番号		適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書（震災特例法 20、28）	
		平成 年 月 日	
提出法人 <input type="checkbox"/> 法人名等 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 単体 結 親 法 人 法 人	(フリガナ) 〒 _____ 電話() - _____	※整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
	法 人 名 等 (フリガナ) 〒 _____ 電話() - _____	代表者氏名 〒 _____ 代表者住所 〒 _____ 事 業 種 目 業	
	納 税 地 (フリガナ) 〒 _____ 電話() - _____	代表者氏名 〒 _____ 代表者住所 〒 _____ 事 業 種 目 業	
	代 表 者 氏 名 (フリガナ) 〒 _____ 電話() - _____	代表者氏名 〒 _____ 代表者住所 〒 _____ 事 業 種 目 業	
	代 表 者 住 所 〒 _____	代表者住所 〒 _____ 事 業 種 目 業	
	事 業 種 目 業	代表者住所 〒 _____ 事 業 種 目 業	
	事 業 種 目 業	代表者住所 〒 _____ 事 業 種 目 業	
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。） 〔 第 20 条第 2 項 第 28 条第 3 項 〕 の規定による適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の 設定期間を下記により延長したいので申請します。 記			
震災特例法第 20 条第 2 項・第 28 条第 3 項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額 円			
当該適格分割等に係る 分割承継法人等において 取得しようとする買換 資産の内容	種 類 構 造 規 模 価 額 所在地	円 円 円 円	円 円 円 円
	買換資産の取得 予 定 年 月 日 認 定 を 受 け よ う と す る 年 月 日 (設定期間の延長を必要とする理由) (その他参考となるべき事項)	円 円 円 円	円 円 円 円
税 理 士 署 名 押 印 ※税務署 部 門 決 算 期 業 種 番 号 量 整 理 簿 備 考 通 信 日 付 印 年 月 日 確 認 印			

23.06

(規格 A 4)

改 正 後 改 正 前

(12 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書)

(12 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書)

適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書（震災特例法 20、28）の記載要領等

- 1 この申請書は、法人（連結法人を含みます。）が対象期間内に東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 20 条第 1 項又は第 28 条第 1 項に規定する譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度において適格分割又は適格現物出資（以下「適格分割等」といいます。）を行う場合において、同法第 20 条第 2 項又は第 28 条第 3 項の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合に、やむを得ない事情によって分割承継法人又は被現物出資法人（以下「分割承継法人等」といいます。）において当該適格分割等の日から当該譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日以後 1 年を経過する日までの期間内に買換資産を取得することが困難なため、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人がその期間の延長を申請するときに使用してください。
- 2 この申請書は、適格分割等の日以後 2 月以内に提出する必要があります。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「震災特例法第 20 条第 2 項・第 28 条第 3 項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額」欄には、震災特例法第 20 条第 2 項又は第 28 条第 3 項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額を記載してください。
 - (4) 「当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の内容」欄の各欄
 - イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等）を記載してください。
 - ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。
 - ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
 - ニ 「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。
 - (5) 「買換資産の取得予定年月日」欄には、当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の取得予定年月日を記載してください。
 - (6) 「認定を受けようとする年月日」欄には、震災特例法第 20 条第 2 項又は第 28 条第 3 項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。
 - (7) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とする震災特例法第 20 条第 2 項又は第 28 条第 3 項に規定するやむを得ない事情を詳細に記載してください。
 - (8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (9) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書（震災特例法 20、28）の記載要領等

- 1 この申請書は、法人（連結法人を含みます。）が対象期間内に東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 20 条第 1 項又は第 28 条第 1 項に規定する譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度において適格分割又は適格現物出資（以下「適格分割等」といいます。）を行う場合において、同法第 20 条第 2 項又は第 28 条第 3 項の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合に、やむを得ない事情によって分割承継法人又は被現物出資法人（以下「分割承継法人等」といいます。）において当該適格分割等の日から当該譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日以後 1 年を経過する日までの期間内に買換資産を取得することが困難なため、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人がその期間の延長を申請するときに使用してください。
- 2 この申請書は、適格分割等の日以後 2 月以内に提出する必要があります。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「震災特例法第 20 条第 2 項・第 28 条第 3 項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額」欄には、震災特例法第 20 条第 2 項又は第 28 条第 3 項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額を記載してください。
 - (4) 「当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の内容」欄の各欄
 - イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等）を記載してください。
 - ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。
 - ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
 - ニ 「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。
 - (5) 「買換資産の取得予定年月日」欄には、当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の取得予定年月日を記載してください。
 - (6) 「認定を受けようとする年月日」欄には、震災特例法第 20 条第 2 項又は第 28 条第 3 項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。
 - (7) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とする震災特例法第 20 条第 2 項又は第 28 条第 3 項に規定するやむを得ない事情を詳細に記載してください。
 - (8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (9) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(14 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書 (震災特例法20、28)		※整理番号	
				※連絡グループ電話番号	
提出法人 <input type="checkbox"/> 納 税 地 <input type="checkbox"/> 単 連 体 結 法 親 人 法 人	〒	電話() -			
	(フリガナ)				
	法人番号				
	(フリガナ)				
	代表者氏名	Ⓢ			
代表者住所	〒				
事業種目	業				
連 結 子 法 人	(フリガナ)			※ 整理番号	
	法人名等			部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	(局 署)	決 算 期	
	(フリガナ)			業 種 番 号	
	代表者氏名			整 理 簿	
代表者住所	〒		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
事業種目	業				
適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 (第20条第5項 第28条第6項) の規定 により下記のとおり届け出ます。					
記					
適格分割等に係る	適 格 分 割 等	適 格 分 割 ・ 適 格 現 物 出 資			
分割承継法人等	法 人 名 等				
	納 税 地				
	代 表 者 氏 名				
適 格 分 割 等 の 年 月 日	年 月 日				
分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額	円				
分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額	円				
特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産	種 類				
	所 在 地				
	規模(土地の場合は面積)				
	譲 渡 年 月 日	年 月 日			
取得する見込みである資産	種 類 及 び 構 造				
	所 在 地				
	規模(土地の場合は面積)				
	取 得 予 定 日	年 月 日			
適用を受けることとしている表の各号の区分	号				
(その他参考となるべき事項)					
税 理 士 署 名 押 印		Ⓢ			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	査 号	整 理 簿
					備 考
				通 信 日 付 印	年 月 日
					確 認 印

27.06改正

(規格A4)

改 正 前

(14 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書 (震災特例法20、28)		※整理番号	
				※連絡グループ電話番号	
提出法人 <input type="checkbox"/> 法 人 名 等 <input type="checkbox"/> 単 連 体 結 法 親 人 法 人	(フリガナ)			〒	電話() -
	法人名等				
	納 税 地				
	(フリガナ)				
	代表者氏名	Ⓢ			
代表者住所	〒				
事業種目	業				
連 結 子 法 人	(フリガナ)			※ 整理番号	
	法人名等			部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	(局 署)	決 算 期	
	(フリガナ)			業 種 番 号	
	代表者氏名			整 理 簿	
代表者住所	〒		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
事業種目	業				
適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 (第20条第5項 第28条第6項) の規定 により下記のとおり届け出ます。					
記					
適格分割等に係る	適 格 分 割 等	適 格 分 割 ・ 適 格 現 物 出 資			
分割承継法人等	法 人 名 等				
	納 税 地				
	代 表 者 氏 名				
適 格 分 割 等 の 年 月 日	年 月 日				
分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額	円				
分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額	円				
特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産	種 類				
	所 在 地				
	規模(土地の場合は面積)				
	譲 渡 年 月 日	年 月 日			
取得する見込みである資産	種 類 及 び 構 造				
	所 在 地				
	規模(土地の場合は面積)				
	取 得 予 定 日	年 月 日			
適用を受けることとしている表の各号の区分	号				
(その他参考となるべき事項)					
税 理 士 署 名 押 印		Ⓢ			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	整 理 簿	備 考
					通 信 日 付 印
					年 月 日
					確 認 印

23.06

(規格A4)

改 正 後

(14 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書（震災特例法 20、28）の記載要領等

- 1 この届出書は、法人（連結法人を含みます。）が適格分割又は適格現物出資（以下「適格分割等」といいます。）を行った場合において、分割承継法人又は被現物出資法人（以下「分割承継法人等」といいます。）に特定の資産の譲渡等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 20 条第 5 項又は第 28 条第 6 項の規定により届け出るときに使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は震災特例法第 20 条第 4 項第 2 号又は第 28 条第 5 項第 2 号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を○で囲んでください。
 - (4) 「適格分割等の年月日」欄は震災特例法第 20 条第 4 項第 2 号又は第 28 条第 5 項第 2 号に規定する適格分割等の日を記載してください。
 - (5) 「分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額」欄は震災特例法第 20 条第 4 項又は第 28 条第 5 項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ同法第 20 条第 4 項第 2 号又は第 28 条第 5 項第 2 号に規定する特別勘定の金額を記載してください。
 - (6) 「分割承継法人等を引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は震災特例法第 20 条第 4 項又は第 28 条第 5 項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ同法第 20 条第 4 項第 2 号又は第 28 条第 5 項第 2 号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。
 - (7) 「特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産」の各欄は分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産の種類、所在地、及び規模（土地等にあつてはその面積）並びにその譲渡年月日を記載してください。
 - (8) 「取得する見込みである資産」の各欄は分割承継法人等において取得する見込みである資産の種類、構造、所在地、及び規模（土地等にあつては、その面積）並びにその取得予定年月日を記載してください。
 - (9) 「適用を受けることとしている表の各号の区分」欄は取得をする見込みである資産について適用を受けることとしている震災特例法第 19 条第 1 項の表又は第 27 条第 1 項の表の各号の区分を記載してください。
 - (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (11) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(14 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書（震災特例法 20、28）の記載要領等

- 1 この届出書は、法人（連結法人を含みます。）が適格分割又は適格現物出資（以下「適格分割等」といいます。）を行った場合において、分割承継法人又は被現物出資法人（以下「分割承継法人等」といいます。）に特定の資産の譲渡等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 20 条第 5 項又は第 28 条第 6 項の規定により届け出るときに使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は震災特例法第 20 条第 4 項第 2 号又は第 28 条第 5 項第 2 号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を○で囲んでください。
 - (4) 「適格分割等の年月日」欄は震災特例法第 20 条第 4 項第 2 号又は第 28 条第 5 項第 2 号に規定する適格分割等の日を記載してください。
 - (5) 「分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額」欄は震災特例法第 20 条第 4 項又は第 28 条第 5 項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ同法第 20 条第 4 項第 2 号又は第 28 条第 5 項第 2 号に規定する特別勘定の金額を記載してください。
 - (6) 「分割承継法人等を引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は震災特例法第 20 条第 4 項又は第 28 条第 5 項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ同法第 20 条第 4 項第 2 号又は第 28 条第 5 項第 2 号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。
 - (7) 「特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産」の各欄は分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産の種類、所在地、及び規模（土地等にあつてはその面積）並びにその譲渡年月日を記載してください。
 - (8) 「取得する見込みである資産」の各欄は分割承継法人等において取得する見込みである資産の種類、構造、所在地、及び規模（土地等にあつては、その面積）並びにその取得予定年月日を記載してください。
 - (9) 「適用を受けることとしている表の各号の区分」欄は取得をする見込みである資産について適用を受けることとしている震災特例法第 19 条第 1 項の表又は第 27 条第 1 項の表の各号の区分を記載してください。
 - (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (11) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(15 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書)

適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書 (震災特例法令 19、24)		※整理番号	
		※経路/号/番	
税務署長殿 平成 年 月 日	提出人	〒	
	<input type="checkbox"/> 納税地	電話() -	
	<input type="checkbox"/> (フリガナ)		
	<input type="checkbox"/> 単連体		
	<input type="checkbox"/> 法人名等		
	<input type="checkbox"/> 法人番号		
	<input type="checkbox"/> (フリガナ)		
代表者氏名		㊟	
代表者住所	〒		
事業種目		業	
連 結 子 法 人	(フリガナ)		
	法人名等		
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)	
	(フリガナ)		
	代表者氏名		
	代表者住所	〒	
事業種目		業	
※	整理番号		
※	部門		
※	決算期		
※	業種番号		
※	整理簿		
※	回付先	<input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課	
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令 (第19条第27項 第24条第27項)の規定により適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の設定期間を下記により延長したいので申請します。			
記			
申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額		円	
取得する予定の買換資産の内容	種類		
	構造		
	規模 (土地等にあつてはその面積)		
	取得価額	円	円
	取得予定年月日	・ ・	・ ・
(やむを得ない事情の詳細)			
認定を受けようとする日		年 月 日	
(その他参考となるべき事項)			
税理士署名押印		㊟	
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号
		整理 簿	備考
		通信 日付印	年月日
		確認 印	

27.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(15 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書)

適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書 (震災特例法令 19、24)		※整理番号	
		※経路/号/番	
税務署長殿 平成 年 月 日	提出人	(フリガナ)	
	<input type="checkbox"/> 法人名等		
	<input type="checkbox"/> 単連体		
	<input type="checkbox"/> 納税地	〒	
	<input type="checkbox"/> (フリガナ)		
	代表者氏名		㊟
	代表者住所	〒	
事業種目		業	
連 結 子 法 人	(フリガナ)		
	法人名等		
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)	
	(フリガナ)		
	代表者氏名		
	代表者住所	〒	
事業種目		業	
※	整理番号		
※	部門		
※	決算期		
※	業種番号		
※	整理簿		
※	回付先	<input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課	
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令 (第19条第27項 第24条第27項)の規定により適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の設定期間を下記により延長したいので申請します。			
記			
申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額		円	
取得する予定の買換資産の内容	種類		
	構造		
	規模 (土地等にあつてはその面積)		
	取得価額	円	円
	取得予定年月日	・ ・	・ ・
(やむを得ない事情の詳細)			
認定を受けようとする日		年 月 日	
(その他参考となるべき事項)			
税理士署名押印		㊟	
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号
		整理 簿	備考
		通信 日付印	年月日
		確認 印	

23.06

(規格 A 4)

改 正 後

(15 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書)

適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書（震災特例法令 19、24）の記載要領等

- 1 この申請書は、法人（連結法人を含みます。）が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「震災特例法令」といいます。）第 19 条第 27 項又は第 24 条第 27 項の規定により第 19 条第 26 項各号又は第 24 条第 26 項各号に規定する引継ぎを受けた日以後に東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 19 条第 3 項又は第 27 条第 3 項に規定するやむを得ない事情が生じたため、同法第 20 条第 7 項又は第 28 条第 8 項の法人が震災特例法令第 19 条第 26 項各号又は第 24 条第 26 項各号に定める期間内に同法第 19 条第 1 項又は第 27 条第 1 項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人がその期間の延長を申請するときに使用してください。
- 2 この申請書は、やむを得ない事情が生じた日以後 2 月以内に提出してください。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額」欄には、申請の日における震災特例法第 20 条第 4 項又は第 28 条第 5 項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を記載してください。
 - (4) 「取得する予定の買換資産の内容」の各欄
 - イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等）を記載してください。
 - ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。
 - ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
 - ニ 「取得価額」欄には、取得する予定の買換資産の取得価額を記載してください。
 - ホ 「取得予定年月日」欄には、取得する予定の買換資産の取得予定年月日を記載してください。
 - (5) 「やむを得ない事情の詳細」欄には、指定期間内に震災特例法第 19 条第 1 項の表の各号又は第 27 条第 1 項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である理由を詳細に記載してください。
 - (6) 「認定を受けようとする日」欄には、震災特例法令第 19 条第 26 項又は第 24 条第 26 項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。
 - (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (8) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(15 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書)

適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書（震災特例法令 19、24）の記載要領等

- 1 この申請書は、法人（連結法人を含みます。）が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「震災特例法令」といいます。）第 19 条第 27 項又は第 24 条第 27 項の規定により第 19 条第 26 項各号又は第 24 条第 26 項各号に規定する引継ぎを受けた日以後に東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 19 条第 3 項又は第 27 条第 3 項に規定するやむを得ない事情が生じたため、同法第 20 条第 7 項又は第 28 条第 8 項の法人が震災特例法令第 19 条第 26 項各号又は第 24 条第 26 項各号に定める期間内に同法第 19 条第 1 項又は第 27 条第 1 項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人がその期間の延長を申請するときに使用してください。
- 2 この申請書は、やむを得ない事情が生じた日以後 2 月以内に提出してください。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額」欄には、申請の日における震災特例法第 20 条第 4 項又は第 28 条第 5 項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を記載してください。
 - (4) 「取得する予定の買換資産の内容」の各欄
 - イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等）を記載してください。
 - ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。
 - ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
 - ニ 「取得価額」欄には、取得する予定の買換資産の取得価額を記載してください。
 - ホ 「取得予定年月日」欄には、取得する予定の買換資産の取得予定年月日を記載してください。
 - (5) 「やむを得ない事情の詳細」欄には、指定期間内に震災特例法第 19 条第 1 項の表の各号又は第 27 条第 1 項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である理由を詳細に記載してください。
 - (6) 「認定を受けようとする日」欄には、震災特例法令第 19 条第 26 項又は第 24 条第 26 項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。
 - (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (8) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(18 取用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書)

(廃 止)

改 正 前

(18 取用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書)

取用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別 勘定の設定期間延長承認申請書 (震災特例法 22、30)		※整理番号		
		※課税/非課税		
平成 年 月 日 税務署長殿	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 単 <input type="checkbox"/> 連 <input type="checkbox"/> 体 結 法 親 人 法 人	(フリガナ) 法人名等		
	納 税 地	〒	電話() -	
	(フリガナ) 代表者氏名		㊦	
	代表者住所	〒		
	事 業 種 目		業	
連 結 子 法 人 (申請対象 連結子法 人である 場合に 限り認 意)	(フリガナ) 法人名等		※ 整理番号	
	本店又は主たる 事務所所在地	〒 (局 署) 電話 () -	部 門	
	(フリガナ) 代表者氏名		決 算 期	
	代表者住所	〒	業 種 番 号	
	事 業 種 目	業	整 理 簿	
		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
東日本大震災の被災者等に係る国税〔第22条 第30条〕の規定により、租税特別措置法〔第64条の2第1項、第65条の8第1項 第68条の71第1項、第68条の79第1項〕に規定する取用等又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。 記				
申請時の特 措置法第64条の2第4項第1号、第65条の8第4項第1号 に規定する特別勘定の金額		円		
取 得 し よ う と す る 代 替 資 産 又 は 買 換 資 産 の 内 容	種 類			
	構 造			
	規 模			
	価 額	円	円	円
	所 在 地			
代替資産又は買換資産 の取得予定年月日		・	・	
認 定 を 受 け よ う と す る 年 月 日		・	・	
(設定期間の延長を必要とする理由)				
(その他参考となるべき事項)				
税 理 士 署 名 押 印		㊦		
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	
整理 簿	備考	通信日付印	年 月 日	
確認 印				

改 正 後	改 正 前
<p>(18 取用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書)</p> <p>(廃 止)</p>	<p>(18 取用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">取用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の 設定期間延長承認申請書（震災特例法 22、30）の記載要領等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この申請書は、法人（連結法人を含みます。）が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 22 条又は第 30 条の規定により、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 64 条の 2 若しくは第 68 条の 71 の規定により取用等に伴い特別勘定を設けた場合又は、同法第 65 条の 8 若しくは第 68 条の 79 の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合において、これらの規定に規定する資産の取得をすべき期間（その末日が平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間にあるものに限ります。）内に代替資産又は買換資産を取得することが困難なため、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人がその期間の延長を申請するときに使用してください。 2 この申請書は、資産を取得すべきであった期間の末日までに提出する必要があります。 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、その特別勘定の設定の基礎となった措置法第 64 条第 1 項各号に規定する資産（同法第 68 条の 70 第 1 項に係る同法第 64 条第 1 項各号に規定する資産を含みます。）又は同法第 65 条の 7 第 1 項若しくは同法第 68 条の 78 第 1 項の表の各号の上欄に掲げる譲渡資産の区分ごとに別葉とし、1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「申請時の <small>措置法第64条の2第4項第1号、第65条の8第4項第1号 措置法第68条の71第5項第1号、第68条の79第5項第1号</small> に規定する特別勘定の金額」欄には、この申請書を提出する日現在における特別勘定の金額（資産の譲渡をした日を含む事業年度の前事業年度又は前連結事業年度までに設けた特別勘定の金額がある場合には、この金額を除きます。）を記載しますが、特別勘定設定後益金の額に算入されるべき金額があるにもかかわらず特別勘定の取り崩しを行っていない場合には、当該金額を控除した残額を記載することに注意してください。 (4) 「取得しようとする代替資産又は買換資産の内容」欄の各欄 <ol style="list-style-type: none"> イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等）を記載してください。 ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。 ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。 ニ 「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。 (5) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とする東日本大震災に起因するやむを得ない事情を詳細に記載してください。 (6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (7) 「※」欄は、記載しないでください。 5 留意事項 <ol style="list-style-type: none"> ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(19 収用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)

(廃 止)

改 正 前

(19 収用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号	
		平成 年 月 日	
	殿	税 務 署 長 財 務 事 務 官	㊟

**収用等の場合又は特定の資産の買換えの場合
における特別勘定の設定期間延長認定通知書**

貴法人から平成 年 月 日付で申請があった租税特別措置法〔第 64 条の 2 第 1 項
第 68 条の 71 第 1 項〕に規定する

収用等の場合における特別勘定又は租税特別措置法〔第 65 条の 8 第 1 項
第 68 条の 79 第 1 項〕に規定する特定の資産の買換え

の場合における特別勘定の設定期間の延長については、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時
特例に関する法律〔第 22 条
第 30 条〕の規定により、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
取得しようとする代替資産又は買換え資産の内容	代替資産又は買換え資産を取得できると認められる日	
	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	
(処分の理由)		

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改 正 後

(19 取用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)

(廃 止)

改 正 前

(19 取用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 後	改 正 前
<p>(19 取用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)</p> <p>(廃 止)</p>	<p>(19 取用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)</p> <p style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 後

(19 取用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)

(廃 止)

改 正 前

(19 取用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)

取用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における
特別勘定の設定期間延長認定通知書の記載要領

1 使用目的

「取用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書」は、取用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間の延長申請について、代替資産又は買換資産の取得をすることができる日の認定を行う場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	<p>第 64 条の 2 第 1 項若しくは第 65 条の 7 第 1 項の表の第 号該当 租税特別措置法 第 68 条の 71 第 1 項若しくは第 68 条の 79 第 1 項の表の第 号該当 の空白部分は各該当号を記入する。単体法人の場合は、「第 68 条の 71 第 1 項若しくは第 68 条の 79 第 1 項の表の第 号該当」を二重線で抹消し、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第 22 条 の「第 30 条」を二重線で抹消する。連結親法人の場合は、「第 64 条の 2 第 1 項若しくは第 65 条の 7 第 1 項の表の第 号該当」を二重線で抹消し、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の「第 22 条」を二重線で抹消する。</p>
取得しようとする 代替資産又は買換 資産の内容	代替資産又は買換資産の種類、構造、規模等について記入する。
申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。
調 査 担 当 者	<p>「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。</p> <p>(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。</p> <p>(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。</p>
教 示	<p>処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。</p> <p>(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p> <p>(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、</p>

改 正 後

(19 取用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)

(廃 止)

改 正 前

(19 取用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)

項 目	内 容
	当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改正後

(20 取用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長却下通知書)

(廃止)

改正前

(20 取用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長却下通知書)

納 税 地		法第	号
法 人 名 等		平成	年 月 日
代 表 者 名	殿		

税 務 署 長
財 務 事 務 官

⑤

**取用等の場合又は特定の資産の買換えの場合
における特別勘定の設定期間延長却下通知書**

貴法人から平成 年 月 日付でされた取用等の場合又は特定資産の買換えの場合
における特別勘定の設定期間延長申請については、以下の理由により東日本大震災の被災者
等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 { 第 22 条
第 30 条 } に規定する法人の要件に該当
しないので、これを却下したから通知します。

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
(処分の理由)		

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改 正 後

(20 取用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長却下通知書)

(廃 止)

改 正 前

(20 取用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に
税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法に
されていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た
後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の
送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求を
することができます。
- なお、異議申立てをしないうで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき
は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服
があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下
「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき
又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま
せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません
が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す
ることができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に
当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等
の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる
著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ない
ことにつき正当な理由があるとき。

改 正 後

(20 取用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長却下通知書)

(廃 止)

改 正 前

(20 取用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 後

(20 取用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長却下通知書)

(廃 止)

改 正 前

(20 取用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長却下通知書)

取用等の場合又は特定の資産の買換えの場合
における特別勘定の設定期間延長却下通知書

1 使用目的

「取用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長却下通知書」は、取用等又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間の延長申請について、却下する場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	単体法人の場合は、「第 30 条」を二重線で抹消し、連結親法人の場合は、「第 22 条」を二重線で抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
処 分 の 理 由	延長の申請を却下する理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、 調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 後

(18) 復興産業集積区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

復興産業集積区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表 (震災特例法17の2①、25の2①)

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

事業の種類	1			
(機械・装置の耐用年数表の番号)	2	()	()	()
対象資産の種類等				
対象資産の名称	3			
同上の所在地	4			
取得等年月日	5	平・	平・	平・
事業の用に供した年月日	6	平・	平・	平・
購入先	7			
取得価額	8	円	円	円
普通償却限度額	9			
特別償却率	10	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$
特別償却限度額 ((8)-(9))又は((8)×(10))	11	円	円	円
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適 用 要 件 等				
認定地方公共団体による指定年月日	13	平・	平・	平・
復興産業集積区域の名称	14			
復興推進事業の実施に係る認定年月日	15	平・	平・	平・

特別償却の付表(震一) 平二一七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

改 正 前

(21) 復興産業集積区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

復興産業集積区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表 (震災特例法17の2①、25の2①)

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

事業の種類	1			
(機械・装置の耐用年数表の番号)	2	()	()	()
対象資産の種類等				
対象資産の名称	3			
同上の所在地	4			
取得等年月日	5	平・	平・	平・
事業の用に供した年月日	6	平・	平・	平・
購入先	7			
取得価額	8	円	円	円
普通償却限度額	9			
特別償却率	10	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$
特別償却限度額 ((8)-(9))又は((8)×(10))	11	円	円	円
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適 用 要 件 等				
認定地方公共団体による指定年月日	13	平・	平・	平・
復興産業集積区域の名称	14			
復興推進事業の実施に係る認定年月日	15	平・	平・	平・

特別償却の付表(震一) 平二一六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

改 正 後 改 正 前

(18 復興産業集積区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

(21 復興産業集積区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

特別償却の付表（震一）の記載の仕方

特別償却の付表（震一）の記載の仕方

- 1 この特別償却の付表（震一）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の2第1項《復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第25条の2第1項《連結法人が復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、その対象資産（被災者向け優良賃貸住宅を除きます。以下同じ。）の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
ただし、所有権移転外リース取引により取得した対象資産については、この制度の適用はありませんので、注意してください。
- 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 3 「事業の種類1」には、産業集積事業（東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」といいます。）第2条第3項第2号イ（福島復興再生特別措置法（以下「福島復興特措法」といいます。）第74条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に掲げる事業をいいます。以下同じ。）又は建築物整備事業（復興特区法第2条第3項第2号ロ（福島復興特措法第75条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に掲げる事業をいいます。以下同じ。）のいずれかを記載します。
- 4 「対象資産の種類等2」には、耐用年数省令別表に基づき、対象資産の種類、構造、細目等を記載します。また、その対象資産が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。
なお、「事業の種類1」に記載した事業が建築物整備事業に該当する場合には、この制度の適用対象資産は建物及びその附属設備（以下「建物等」といいます。）に限られます。
- 5 「対象資産の名称3」には、対象資産に該当する資産の名称を記載します。
- 6 「同上の所在地4」には、復興特区法第4条第2項第4号イに規定する復興産業集積区域内にある対象資産の所在地を記載します。
- 7 「取得価額8」には、対象資産の取得価額を記載します。
ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 8 「普通償却限度額9」は、機械及び装置につき、震災特例法第17条の2第1項又は第25条の2第1項の規定の適用を受ける場合に、産業集積事業の用に供した日を含む事業年度の普通償却限度額を記載します。この場合、「特別償却率10」は使用しません。
- 9 「特別償却限度額11」は、次の区分に応じ、それぞれ次の計算式により計算した金額を記載します。
(1) 機械及び装置につき、震災特例法第17条の2第1項又は第25条の2第1項の規定の適用を受ける場合 … (8)－(9)
(2) 上記(1)の場合以外の場合 … (8)×(10)
- 10 「償却・準備金方式の区分12」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 11 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
(1) 「認定地方公共団体による指定年月日13」には、復興特区法第37条第1項の規定により認定復興推進計画に定められた産業集積事業又は建築物整備事業を実施する指定事業者として認定地方公共団体に指定された年月日を記載します。
(2) 「復興産業集積区域の名称14」には、例えば「○○復興産業集積区域」のように復興産業集積区域の名称を記載します。
(3) 「復興推進事業の実施に係る認定年月日15」には、その対象資産が建築物整備事業の用に供した建物等である場合に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第17条の2第1項各号のいずれかの要件を満たすことを記載した東日本大震災復興特別区域法施行規則第9条第1項に規定する復興推進事業に関する実施状況報告書に関し、交付された同条第2項に規定する復興推進事業の実施に係る認定書の年月日を記載します。

- 1 この特別償却の付表（震一）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の2第1項《復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第25条の2第1項《連結法人が復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、その対象資産（被災者向け優良賃貸住宅を除きます。以下同じ。）の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
ただし、所有権移転外リース取引により取得した対象資産については、この制度の適用はありませんので、注意してください。
- 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 3 「事業の種類1」には、産業集積事業（東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」といいます。）第2条第3項第2号イ（福島復興再生特別措置法（以下「福島復興特措法」といいます。）第64条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に掲げる事業をいいます。以下同じ。）又は建築物整備事業（復興特区法第2条第3項第2号ロ（福島復興特措法第65条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に掲げる事業をいいます。以下同じ。）のいずれかを記載します。
- 4 「対象資産の種類等2」には、耐用年数省令別表に基づき、対象資産の種類、構造、細目等を記載します。また、その対象資産が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。
なお、「事業の種類1」に記載した事業が建築物整備事業に該当する場合には、この制度の適用対象資産は建物及びその附属設備（以下「建物等」といいます。）に限られます。
- 5 「対象資産の名称3」には、対象資産に該当する資産の名称を記載します。
- 6 「同上の所在地4」には、復興特区法第4条第2項第4号イに規定する復興産業集積区域内にある対象資産の所在地を記載します。
- 7 「取得価額8」には、対象資産の取得価額を記載します。
ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 8 「普通償却限度額9」は、機械及び装置につき、震災特例法第17条の2第1項又は第25条の2第1項の規定の適用を受ける場合に、産業集積事業の用に供した日を含む事業年度の普通償却限度額を記載します。この場合、「特別償却率10」は使用しません。
- 9 「特別償却限度額11」は、次の区分に応じ、それぞれ次の計算式により計算した金額を記載します。
(1) 機械及び装置につき、震災特例法第17条の2第1項又は第25条の2第1項の規定の適用を受ける場合 … (8)－(9)
(2) 上記(1)の場合以外の場合 … (8)×(10)
- 10 「償却・準備金方式の区分12」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 11 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
(1) 「認定地方公共団体による指定年月日13」には、復興特区法第37条第1項の規定により認定復興推進計画に定められた産業集積事業又は建築物整備事業を実施する指定事業者として認定地方公共団体に指定された年月日を記載します。
(2) 「復興産業集積区域の名称14」には、例えば「○○復興産業集積区域」のように復興産業集積区域の名称を記載します。
(3) 「復興推進事業の実施に係る認定年月日15」には、その対象資産が建築物整備事業の用に供した建物等である場合に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第17条の2第1項各号のいずれかの要件を満たすことを記載した東日本大震災復興特別区域法施行規則第9条第1項に規定する復興推進事業に関する実施状況報告書に関し、交付された同条第2項に規定する復興推進事業の実施に係る認定書の年月日を記載します。

改 正 後

(19) 企業立地促進区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

企業立地促進区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（震災特例法17の2の2①、25の2の2①）

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

事業の種類	1			
(機械・装置の耐用年数表の番号)		()	()	()
対象資産の種類等	2			
対象資産の名称	3			
同上の所在地	4			
取得等年月日	5	平・	平・	平・
事業の用に供した年月日	6	平・	平・	平・
購入先	7			
取得価額	8	円	円	円
普通償却限度額	9			
特別償却率	10	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$
特別償却限度額 (8)-(9)又は(8)×(10)	11	円	円	円
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用要件等				
福島県知事の認定を受けた年月日	13	平・	平・	平・
提出企業立地促進計画の提出のあった年月日	14	平・	平・	平・
避難指示の全てが解除された年月日	15	平・	平・	平・
その他参考となる事項	16			

特別償却の付表（震災一〇） 平二七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

改 正 前

(22) 企業立地促進区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

企業立地促進区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（震災特例法17の2の2①、25の2の2①）

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

事業の種類	1			
(機械・装置の耐用年数表の番号)		()	()	()
対象資産の種類等	2			
対象資産の名称	3			
同上の所在地	4			
取得等年月日	5	平・	平・	平・
事業の用に供した年月日	6	平・	平・	平・
購入先	7			
取得価額	8	円	円	円
普通償却限度額	9			
特別償却率	10	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$
特別償却限度額 (8)-(9)又は(8)×(10)	11	円	円	円
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用要件等				
福島県知事の認定を受けた年月日	13	平・	平・	平・
提出企業立地促進計画の提出のあった年月日	14	平・	平・	平・
避難指示の全てが解除された年月日	15	平・	平・	平・
その他参考となる事項	16			

特別償却の付表（震災一〇） 平二七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

改 正 後

(20) 避難解除区域等における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

避難解除区域等における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表 (震災特例法17の2の3①、25の2の3①、旧震災特例法17の2の2①、25の2の2①)

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
事業年度又は連結事業年度	・	・		
事業の種類	1			
(機械・装置の耐用年数表の番号)	2	()	()	()
対象資産の種類等				
対象資産の名称	3			
同上の所在地	4			
取得等年月日	5	平・	平・	平・
事業の用に供した年月日	6	平・	平・	平・
購入先	7			
取得価額	8	円	円	円
普通償却限度額	9			
特別償却率	10	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$
特別償却限度額 ((8)-(9))又は((8)×(10))	11	円	円	円
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適 用 要 件 等				
福島県知事の確認を受けた年月日	13	平・	平・	平・
避難等指示が解除された年月日	14	平・	平・	平・
福島復興特措法第4条第4号ハの指示が解除された年月日	15	平・	平・	平・
その他参考となる事項	16			

特別償却の付表 (震一(三) 平二(七)・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分)

改 正 前

(23) 避難解除区域等における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

避難解除区域等における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表 (震災特例法17の2の3①、25の2の3①、旧震災特例法17の2の2①、25の2の2①)

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
事業年度又は連結事業年度	・	・		
事業の種類	1			
(機械・装置の耐用年数表の番号)	2	()	()	()
対象資産の種類等				
対象資産の名称	3			
同上の所在地	4			
取得等年月日	5	平・	平・	平・
事業の用に供した年月日	6	平・	平・	平・
購入先	7			
取得価額	8	円	円	円
普通償却限度額	9			
特別償却率	10	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$
特別償却限度額 ((8)-(9))又は((8)×(10))	11	円	円	円
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適 用 要 件 等				
福島県知事の確認を受けた年月日	13	平・	平・	平・
避難等指示が解除された年月日	14	平・	平・	平・
福島復興特措法第4条第4号ハの指示が解除された年月日	15	平・	平・	平・
その他参考となる事項	16			

特別償却の付表 (震一(三) 平二(六)・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分)

改 正 後 改 正 前

(20 避難解除区域等における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

特別償却の付表（震一の三）の記載の仕方

- 1 この特別償却の付表（震一の三）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の2の3第1項《避難解除区域等において機械等を取
得した場合の特別償却》若しくは平成25年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「平成25年旧震災特例法」とい
います。）第17条の2の2第1項《避難解除区域にお
いて機械等を取
得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代
えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第
52条の3に規定する特別償却準備金として積み立て
る場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第25
条の2の3第1項《連結法人が避難解除区域等にお
いて機械等を取
得した場合の特別償却》若しくは平成25年
旧震災特例法第25条の2の2第1項《連結法人が避難
解除区域において機械等を取
得した場合の特別償却》
の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受
けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償
却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、特
定機械装置等の特別償却限度額の計算に関し参考とな
るべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出
してください。
ただし、所有権移転外リース取引により取得した特
定機械装置等については、この制度の適用はありませ
ないので、注意してください。
 - 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごと
にこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人
名」の括弧の中に記載してください。
 - 3 「事業の種類1」には、対象資産を事業の用に供す
る場合のその供される事業の種類を記載します。
 - 4 「対象資産の種類等2」には、耐用年数省令別表に
基づき、対象資産の種類、構造、細目を記載します。
また、その対象資産が機械及び装置である場合には、
（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載
してください。
 - 5 「対象資産の名称3」には、対象資産に該当する資
産の名称を記載します。
 - 6 「同上の所在地4」には、福島復興再生特別措置法
（以下「福島復興特措法」といいます。）第18条第2
項第2号に規定する避難解除区域等（以下「避難解除
区域等」といいます。）内又は平成25年改正前の福島
復興再生特別措置法（以下「平成25年旧福島復興特措
法」といいます。）第4条第4号に規定する避難解除
区域（以下「避難解除区域」といいます。）内にある
対象資産の所在地を記載します。
 - 7 「取得価額8」には、対象資産の取得価額を記載し
ます。
- ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第
49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合にお
いて、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立て
る方法により経理しているときは、その積立額（積立
限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金
額を記載します。
 - 8 「普通償却限度額9」は、対象資産が機械及び装置
である場合に、その事業の用に供した日を含む事業年
度の普通償却限度額を記載します。この場合、「特別
償却率10」は使用しません。
 - 9 「特別償却限度額11」は、次の区分に応じ、それぞ
れ次の計算式により計算した金額を記載します。
(1) 機械及び装置である場合 … (8)－(9)
(2) 建物及びその附属設備又は構築物である場合 …
(8)×(10)
 - 10 「償却・準備金方式の区分12」は、その対象資産に
つき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて
特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積
み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みま
す。
 - 11 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
(1) 「福島県知事の確認を受けた年月日13」には、福
島復興特措法第36条の規定により避難等指示（同法
第4条第4号イ、ロ、ニ又はホに掲げる指示をい
います。）の対象となった区域内又は平成25年旧福島
復興特措法第18条の規定により避難等指示（同法第
4条第4号イからニまでに掲げる指示をい
います。これらの避難等指示を合わせて以下「避難等指示
」
と
い
い
ま
す。）の対象となった区域内に平成23年3
月11日においてその事業所が所在していたことにつ
いて、福島県知事の確認を受けた年月日を記載しま
す。
(2) 「避難等指示が解除された年月日14」には、避難
解除区域等又は避難解除区域に係る避難等指示が解
除された年月日を記載します。
(3) 「福島復興特措法第4条第4号ハの指示が解除さ
れた年月日15」には、福島復興特措法第4条第4号
ハの指示が解除されている場合において、震災特例
法第17条の2の3第1項（又は第25条の2の3第1
項）の規定の適用を受けようとするときには、その
解除された年月日を記載します。
(4) 「その他参考となる事項16」には、その資産が対
象資産に該当する旨等の参考となる事項を記載して
ください。

(23 避難解除区域等における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

特別償却の付表（震一の三）の記載の仕方

- 1 この特別償却の付表（震一の三）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」とい
います。）第17条の2の3第1項《避難解除区域等において機械等を取
得した場合の特別償却》若しくは平成25年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例
に関する法律（以下「平成25年旧震災特例法」とい
います。）第17条の2の2第1項《避難解除区域にお
いて機械等を取
得した場合の特別償却》の規定の適用を受
ける場合（これらの規定の適用を受けることに代
えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第
52条の3に規定する特別償却準備金として積み立て
る場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第25
条の2の3第1項《連結法人が避難解除区域等にお
いて機械等を取
得した場合の特別償却》若しくは平成25年
旧震災特例法第25条の2の2第1項《連結法人が避難
解除区域において機械等を取
得した場合の特別償却》
の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受
けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償
却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、特
定機械装置等の特別償却限度額の計算に関し参考とな
るべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出
してください。
ただし、所有権移転外リース取引により取得した特
定機械装置等については、この制度の適用はありませ
ないので、注意してください。
 - 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごと
にこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人
名」の括弧の中に記載してください。
 - 3 「事業の種類1」には、対象資産を事業の用に供す
る場合のその供される事業の種類を記載します。
 - 4 「対象資産の種類等2」には、耐用年数省令別表に
基づき、対象資産の種類、構造、細目を記載します。
また、その対象資産が機械及び装置である場合には、
（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載
してください。
 - 5 「対象資産の名称3」には、対象資産に該当する資
産の名称を記載します。
 - 6 「同上の所在地4」には、福島復興再生特別措置法
（以下「福島復興特措法」といいます。）第18条第2
項第2号に規定する避難解除区域等（以下「避難解除
区域等」といいます。）内又は平成25年改正前の福島
復興再生特別措置法（以下「平成25年旧福島復興特措
法」といいます。）第4条第4号に規定する避難解除
区域（以下「避難解除区域」といいます。）内にある
対象資産の所在地を記載します。
 - 7 「取得価額8」には、対象資産の取得価額を記載し
ます。
- ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第
49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合にお
いて、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立て
る方法により経理しているときは、その積立額（積立
限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金
額を記載します。
 - 8 「普通償却限度額9」は、対象資産が機械及び装置
である場合に、その事業の用に供した日を含む事業年
度の普通償却限度額を記載します。この場合、「特別
償却率10」は使用しません。
 - 9 「特別償却限度額11」は、次の区分に応じ、それぞ
れ次の計算式により計算した金額を記載します。
(1) 機械及び装置である場合 … (8)－(9)
(2) 建物及びその附属設備又は構築物である場合 …
(8)×(10)
 - 10 「償却・準備金方式の区分12」は、その対象資産に
つき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて
特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積
み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みま
す。
 - 11 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
(1) 「福島県知事の確認を受けた年月日13」には、福
島復興特措法第26条の規定により避難等指示（同法
第4条第4号イ、ロ、ニ又はホに掲げる指示をい
います。）の対象となった区域内又は平成25年旧福島
復興特措法第18条の規定により避難等指示（同法第
4条第4号イからニまでに掲げる指示をい
います。これらの避難等指示を合わせて以下「避難等指示
」
と
い
い
ま
す。）の対象となった区域内に平成23年3
月11日においてその事業所が所在していたことにつ
いて、福島県知事の確認を受けた年月日を記載しま
す。
(2) 「避難等指示が解除された年月日14」には、避難
解除区域等又は避難解除区域に係る避難等指示が解
除された年月日を記載します。
(3) 「福島復興特措法第4条第4号ハの指示が解除さ
れた年月日15」には、福島復興特措法第4条第4号
ハの指示が解除されている場合において、震災特例
法第17条の2の3第1項（又は第25条の2の3第1
項）の規定の適用を受けようとするときには、その
解除された年月日を記載します。
(4) 「その他参考となる事項16」には、その資産が対
象資産に該当する旨等の参考となる事項を記載して
ください。

改 正 後

(21) 復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅の特別償却の償却限度額の計算に関する付表 (震災特例法17の2①、25の2①)		事業年度 又は連結 事業年度	.	.	法人名 ()
被災者向け優良賃貸住宅の種類	1	建物・建物附属設備	建物・建物附属設備	建物・建物附属設備	建物・建物附属設備
家屋の構造又は設備の名称	2				
細目及び耐用年数	3	()年	()年	()年	
同上の所在地	4				
取得等年月日	5	平 . .	平 . .	平 . .	
事業の用に供した年月日	6	平 . .	平 . .	平 . .	
取得価額	7	円	円	円	
同上のうち対象となる部分の取得価額	8				
特別償却率	9	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$	
特別償却限度額 (8) × (9)	10	円	円	円	
償却・準備金方式の区分	11	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金	
適 用 要 件					
認定地方公共団体 による指定年月日	12	平 . .	平 . .	平 . .	
復興居住区域の名称	13				
家屋及び建築物の区分	14	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物	
3.3平方メートル当たりの取得価額	15	円	円	円	
各独立部分ごとの床面積	16	m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸	
		m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸	
		m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸	
生活用設備の有無	17	有 . 無	有 . 無	有 . 無	
被災者向け優先公募の有無	18	有 . 無	有 . 無	有 . 無	
単身者向け優先公募の有無	19	有 . 無	有 . 無	有 . 無	
適正家賃要件	20	該当・非該当	該当・非該当	該当・非該当	
該当する各独立部分の戸数	21	戸	戸	戸	
(21)のうちその床面積が50㎡以上 であるものの戸数	22				

特別償却の付表(震二) 平一十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

改 正 前

(24) 復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅の特別償却の償却限度額の計算に関する付表 (震災特例法17の2①、25の2①、旧震災特例法17の2①、25の2①)		事業年度 又は連結 事業年度	.	.	法人名 ()
被災者向け優良賃貸住宅の種類	1	建物・建物附属設備	建物・建物附属設備	建物・建物附属設備	建物・建物附属設備
家屋の構造又は設備の名称	2				
細目及び耐用年数	3	()年	()年	()年	
同上の所在地	4				
取得等年月日	5	平 . .	平 . .	平 . .	
事業の用に供した年月日	6	平 . .	平 . .	平 . .	
取得価額	7	円	円	円	
同上のうち対象となる部分の取得価額	8				
特別償却率	9	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$	
特別償却限度額 (8) × (9)	10	円	円	円	
償却・準備金方式の区分	11	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金	
適 用 要 件					
認定地方公共団体 による指定年月日	12	平 . .	平 . .	平 . .	
復興居住区域の名称	13				
家屋及び建築物の区分	14	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物	
3.3平方メートル当たりの取得価額	15	円	円	円	
各独立部分ごとの床面積	16	m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸	
		m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸	
		m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸	
生活用設備の有無	17	有 . 無	有 . 無	有 . 無	
被災者向け優先公募の有無	18	有 . 無	有 . 無	有 . 無	
単身者向け優先公募の有無	19	有 . 無	有 . 無	有 . 無	
適正家賃要件	20	該当・非該当	該当・非該当	該当・非該当	
該当する各独立部分の戸数	21	戸	戸	戸	
(21)のうちその床面積が50㎡以上 であるものの戸数	22				

特別償却の付表(震二) 平一十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

改 正 後 改 正 前

(21) 復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

特別償却の付表（震二）の記載の仕方

- 1 この特別償却の付表（震二）は、法人が被災者向け優良賃貸住宅について東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の2第1項（復興居住区域において被災者向け優良賃貸住宅を取得した場合の特別償却）の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第25条の2第1項（連結法人が復興居住区域において被災者向け優良賃貸住宅を取得した場合の特別償却）の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分の特別償却限度額の計算に参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
ただし、所有権移転外リース取引により取得した被災者向け優良賃貸住宅については、この制度の適用はありませんので、注意してください。
- 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 3 「被災者向け優良賃貸住宅の種類1」は、その被災者向け優良賃貸住宅が「建物」又は「建物附属設備」のいずれの種類に該当するか区分に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。
- 4 「家屋の構造又は設備の名称2」には、建物についてはその構造を、建物附属設備についてはその設備の名称を記載します。
- 5 「細目及び耐用年数3」には、耐用年数省令別表第一に基づきその細目を記載します。また、() 内には新築の時の耐用年数を記載します。
- 6 「同上の所在地4」には、東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」といいます。）第4条第2項第4号ロに規定する復興居住区域内にある被災者向け優良賃貸住宅の所在地を記載します。
- 7 「取得価額7」には、取得等をした建物又は建物附属設備全体の取得価額を記載します。
- 8 「同上のうち対象となる部分の取得価額8」には、取得等をした建物又は建物附属設備のうち、被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分に対応する取得価額を記載します。
- 9 「償却・準備金方式の区分11」は、その被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 10 「適用要件」の各欄は、その対象資産が被災者向け優良賃貸住宅に該当する旨の事項を該当欄に次により記載します。
なお、その対象資産が建物附属設備である場合には、これらの各欄の記載は要しません。
(1) 「認定地方公共団体による指定年月日12」には、復興特区法第41条第1項の規定により認定復興推進計画に定められた賃貸住宅供給事業（同法第2条第3項第2号ハに掲げる事業をいいます。）を実施する指定事業者として認定地方公共団体に指定された年月日を記載します。
(2) 「復興居住区域の名称13」には、例えば「〇〇復興居住区域」のように復興居住区域の名称を記載します。
(3) 「家屋及び建築物の区分14」は、それぞれ該当するものを○で囲みます。
(4) 「3.3平方メートル当たりの取得価額15」には、その各独立部分に係る共同住宅又は長屋の3.3平方メートル当たりの取得価額を記載します。
(5) 「各独立部分ごとの床面積16」には、この特別償却の適用を受けようとする各独立部分の床面積を記載します。
(6) 「生活用設備の有無17」には、この特別償却の適用を受けようとする各独立部分が専用の台所、浴室、便所及び洗面設備を備えたものであるかどうかの区分に応じ、いずれかを○で囲みます。
(7) 「被災者向け優先公募の有無18」には、この特別償却の適用を受けようとする各独立部分の賃貸が公募の方法（東日本大震災の被災者に対し優先して賃貸することが明らかにされているもの）により行われるものであるかどうかを記載します。
(8) 「単身者向け優先公募の有無19」には、震災特例法第17条の2第1項（又は第25条の2第1項）の規定の適用を受けようとする各独立部分の賃貸が公募の方法（単身者に対して優先して賃貸することが明らかにされているもの）により行われるものであるかどうかを記載します。なお、各独立部分の床面積が全て50㎡以上である場合については、記載する必要はありません。
(9) 「適正家賃要件20」には、この特別償却の適用を受けようとする各独立部分の賃貸に係る家賃の額が、国土交通大臣が定める方法（平成23年12月14日付国土交通省告示第1288号）によって算定された額を超えないものに該当するかどうかを記載します。
(10) 「該当する各独立部分の戸数21」には、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第18条の2第2項に規定する要件に該当する各独立部分の戸数を記載します。
(11) 「(21)のうちその床面積が50㎡以上であるものの戸数22」には、震災特例法第17条の2第1項（又は第25条の2第1項）の規定の適用を受けようとする各独立部分について、その床面積が50㎡以上であるものの戸数を記載します。

(24) 復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

特別償却の付表（震二）の記載の仕方

- 1 この特別償却の付表（震二）は、法人が被災者向け優良賃貸住宅について東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の2第1項（復興居住区域において被災者向け優良賃貸住宅を取得した場合の特別償却）若しくは平成26年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「平成26年旧震災特例法」といいます。）第17条の2第1項（復興居住区域において被災者向け優良賃貸住宅を取得した場合の特別償却）の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第25条の2第1項（連結法人が復興居住区域において被災者向け優良賃貸住宅を取得した場合の特別償却）若しくは平成26年旧震災特例法第25条の2第1項（連結法人が復興居住区域において被災者向け優良賃貸住宅を取得した場合の特別償却）の規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分の特別償却限度額の計算に参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
ただし、所有権移転外リース取引により取得した被災者向け優良賃貸住宅については、この制度の適用はありませんので、注意してください。
- 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 3 「被災者向け優良賃貸住宅の種類1」は、その被災者向け優良賃貸住宅が「建物」又は「建物附属設備」のいずれの種類に該当するか区分に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。
- 4 「家屋の構造又は設備の名称2」には、建物についてはその構造を、建物附属設備についてはその設備の名称を記載します。
- 5 「細目及び耐用年数3」には、耐用年数省令別表第一に基づきその細目を記載します。また、() 内には新築の時の耐用年数を記載します。
- 6 「同上の所在地4」には、東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」といいます。）第4条第2項第4号ロに規定する復興居住区域内にある被災者向け優良賃貸住宅の所在地を記載します。
- 7 「取得価額7」には、取得等をした建物又は建物附属設備全体の取得価額を記載します。
- 8 「同上のうち対象となる部分の取得価額8」には、取得等をした建物又は建物附属設備のうち、被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分に対応する取得価額を記載します。
- 9 「償却・準備金方式の区分11」は、その被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 10 「適用要件」の各欄は、その対象資産が被災者向け優良賃貸住宅に該当する旨の事項を該当欄に次により記載します。
なお、その対象資産が建物附属設備である場合には、これらの各欄の記載は要しません。
(1) 「認定地方公共団体による指定年月日12」には、復興特区法第41条第1項の規定により認定復興推進計画に定められた賃貸住宅供給事業（同法第2条第3項第2号ハに掲げる事業をいいます。）を実施する指定事業者として認定地方公共団体に指定された年月日を記載します。
(2) 「復興居住区域の名称13」には、例えば「〇〇復興居住区域」のように復興居住区域の名称を記載します。
(3) 「家屋及び建築物の区分14」は、それぞれ該当するものを○で囲みます。
(4) 「3.3平方メートル当たりの取得価額15」には、その各独立部分に係る共同住宅又は長屋の3.3平方メートル当たりの取得価額を記載します。
(5) 「各独立部分ごとの床面積16」には、この特別償却の適用を受けようとする各独立部分の床面積を記載します。
(6) 「生活用設備の有無17」には、この特別償却の適用を受けようとする各独立部分が専用の台所、浴室、便所及び洗面設備を備えたものであるかどうかの区分に応じ、いずれかを○で囲みます。
(7) 「被災者向け優先公募の有無18」には、この特別償却の適用を受けようとする各独立部分の賃貸が公募の方法（東日本大震災の被災者に対し優先して賃貸することが明らかにされているもの）により行われるものであるかどうかを記載します。
(8) 「単身者向け優先公募の有無19」には、震災特例法第17条の2第1項（又は第25条の2第1項）の規定の適用を受けようとする各独立部分の賃貸が公募の方法（単身者に対して優先して賃貸することが明らかにされているもの）により行われるものであるかどうかを記載します。なお、平成26年旧震災特例法第17条の2第1項（若しくは第25条の2第1項）の規定の適用を受けようとする場合又は各独立部分の床面積が全て50㎡以上である場合については、記載する必要はありません。
(9) 「適正家賃要件20」には、この特別償却の適用を受けようとする各独立部分の賃貸に係る家賃の額が、国土交通大臣が定める方法（平成23年12月14日付国土交通省告示第1288号）によって算定された額を超えないものに該当するかどうかを記載します。
(10) 「該当する各独立部分の戸数21」には、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第18条の2第2項又は平成26年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第18条の2第2項に規定する要件に該当する各独立部分の戸数を記載します。
(11) 「(21)のうちその床面積が50㎡以上であるものの戸数22」には、震災特例法第17条の2第1項（又は第25条の2第1項）の規定の適用を受けようとする各独立部分について、その床面積が50㎡以上であるものの戸数を記載します。

改 正 後

(22) 復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却の償却限度額の計算に関する付表

復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（震災特例法17の5①、25の5①）

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

開発研究用資産の種類等	1			
開発研究用資産の名称	2			
同上の所在地	3			
資産の用途 (開発研究の目的)	4			
取得等年月日	5	平・	平・	平・
事業の用に供した年月日	6	平・	平・	平・
購入先	7			
取得価額	8	円	円	円
普通償却限度額	9			
特別償却限度額 (8) - (9)	10			
償却・準備金方式の区分	11	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用要件等				
認定地方公共団体による指定年月日	12	平・	平・	平・
復興産業集積区域の名称	13			
その他参考となる事項	14			

特別償却の付表(震三) 平二一七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

改 正 前

(25) 復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却の償却限度額の計算に関する付表

復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（震災特例法17の5①、25の5①）

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

開発研究用資産の種類等	1			
開発研究用資産の名称	2			
同上の所在地	3			
資産の用途 (開発研究の目的)	4			
取得等年月日	5	平・	平・	平・
事業の用に供した年月日	6	平・	平・	平・
購入先	7			
取得価額	8	円	円	円
普通償却限度額	9			
特別償却限度額 (8) - (9)	10			
償却・準備金方式の区分	11	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用要件等				
認定地方公共団体による指定年月日	12	平・	平・	平・
復興産業集積区域の名称	13			
その他参考となる事項	14			

特別償却の付表(震三) 平二一六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

改 正 後

(22 復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

特別償却の付表（震三）の記載の仕方

- 1 この特別償却の付表（震三）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の5第1項《復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第25条の5第1項《復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、その対象資産の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
ただし、所有権移転外リース取引により取得した開発研究用資産については、この制度の適用はありませんので、注意してください。
- 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 3 「開発研究用資産の種類等1」には、耐用年数省令別表第六に基づき、開発研究用資産の種類、細目等を記載します。
- 4 「開発研究用資産の名称2」には、開発研究用資産に該当する資産の名称を記載します。
- 5 「同上の所在地3」には、東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」といいます。）第4条第2項第4号イに規定する復興産業集積区域内にある開発研究用資産の所在地を記載します。
- 6 「資産の用途（開発研究の目的）4」には、例えば、「新素材の研究開発」、「情報通信機器の研究開発」等のように開発研究用資産の用途（開発研究の目的）を記載します。
- 7 「取得価額8」には、開発研究用資産の取得価額を記載します。
ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 8 「償却・準備金方式の区分11」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 9 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
(1) 「認定地方公共団体による指定年月日12」には、復興特区法第39条第1項の規定により認定復興推進計画に定められた産業集積事業（同法第2条第3項第2号イ（福島復興再生特別措置法第74条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に掲げる事業をいいます。）を実施する指定事業者として認定地方公共団体に指定された年月日を記載します。
(2) 「復興産業集積区域の名称13」には、例えば「〇〇復興産業集積区域」のように復興産業集積区域の名称を記載します。
(3) 「その他参考となる事項14」には、その資産が開発研究用資産に該当する旨等参考となる事項を記載してください。

改 正 前

(25 復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

特別償却の付表（震三）の記載の仕方

- 1 この特別償却の付表（震三）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の5第1項《復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第25条の5第1項《復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、その対象資産の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
ただし、所有権移転外リース取引により取得した開発研究用資産については、この制度の適用はありませんので、注意してください。
- 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 3 「開発研究用資産の種類等1」には、耐用年数省令別表第六に基づき、開発研究用資産の種類、細目等を記載します。
- 4 「開発研究用資産の名称2」には、開発研究用資産に該当する資産の名称を記載します。
- 5 「同上の所在地3」には、東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」といいます。）第4条第2項第4号イに規定する復興産業集積区域内にある開発研究用資産の所在地を記載します。
- 6 「資産の用途（開発研究の目的）4」には、例えば、「新素材の研究開発」、「情報通信機器の研究開発」等のように開発研究用資産の用途（開発研究の目的）を記載します。
- 7 「取得価額8」には、開発研究用資産の取得価額を記載します。
ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 8 「償却・準備金方式の区分11」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 9 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
(1) 「認定地方公共団体による指定年月日12」には、復興特区法第39条第1項の規定により認定復興推進計画に定められた産業集積事業（同法第2条第3項第2号イ（福島復興再生特別措置法第64条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）を実施する指定事業者として認定地方公共団体に指定された年月日を記載します。
(2) 「復興産業集積区域の名称13」には、例えば「〇〇復興産業集積区域」のように復興産業集積区域の名称を記載します。
(3) 「その他参考となる事項14」には、その資産が開発研究用資産に該当する旨等参考となる事項を記載してください。

改 正 後

(23 被災代替資産等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

被災代替資産等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表 (震災特例法18、26)		事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
資産の種類	1	被災代替資産 被災区域内供用資産	被災代替資産 被災区域内供用資産	被災代替資産 被災区域内供用資産	被災代替資産 被災区域内供用資産
(耐用年数通達付表10の番号)	2	()	()	()	()
対象資産の種類等	3				
対象資産の構造又は名称	3				
取得等年月日	4	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .
取得等の後、最初に 事業の用に供した年月日	5	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .
東日本大震災に起因して 事業の用に供することが できなくなった資産の用途	6	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)
被災代替資産の用途	7	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)
取得価額	8	円	円	円	円
同上のうち対象となる 部分の取得価額	9				
特別償却率	10	$\frac{15、18、30 \text{ 又は } 36}{100}$	$\frac{15、18、30 \text{ 又は } 36}{100}$	$\frac{15、18、30 \text{ 又は } 36}{100}$	$\frac{15、18、30 \text{ 又は } 36}{100}$
特別償却限度額 (9) × (10)	11	円	円	円	円
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
その他参考と なるべき事項	13				
中小企業者又は中小連結法人の判定					
発行済株式又は出資の 総数又は総額	14	大株 規 模 法 人 等 の 保 有 明 細	順位	大規模法人名	株式数又は 出資金の額
常時使用する従業員の数	15	1	20		
大数等 模 法 人 の 保 有 明 細	第1順位の株式数又は 出資金の額 (20)	16	21		
	保有割合 $\frac{(16)}{(14)}$	17	22		
	大規模法人合計の株式数 又は出資金の額 (24)	18	23		
	保有割合 $\frac{(18)}{(14)}$	19	計 (20) + (21) + (22) + (23)	24	

特別償却の付表 (震四) 平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

改 正 前

(26 被災代替資産等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

被災代替資産等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表 (震災特例法18、26)		事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
資産の種類	1	被災代替資産 被災区域内供用資産	被災代替資産 被災区域内供用資産	被災代替資産 被災区域内供用資産	被災代替資産 被災区域内供用資産
(耐用年数通達付表10の番号)	2	()	()	()	()
対象資産の種類等	3				
対象資産の構造又は名称	3				
取得等年月日	4	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .
取得等の後、最初に 事業の用に供した年月日	5	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .
東日本大震災に起因して 事業の用に供することが できなくなった資産の用途	6	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)
被災代替資産の用途	7	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)
取得価額	8	円	円	円	円
同上のうち対象となる 部分の取得価額	9				
特別償却率	10	$\frac{15、18、30 \text{ 又は } 36}{100}$	$\frac{15、18、30 \text{ 又は } 36}{100}$	$\frac{15、18、30 \text{ 又は } 36}{100}$	$\frac{15、18、30 \text{ 又は } 36}{100}$
特別償却限度額 (9) × (10)	11	円	円	円	円
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
その他参考と なるべき事項	13				
中小企業者又は中小連結法人の判定					
発行済株式又は出資の 総数又は総額	14	大株 規 模 法 人 等 の 保 有 明 細	順位	大規模法人名	株式数又は 出資金の額
常時使用する従業員の数	15	1	20		
大数等 模 法 人 の 保 有 明 細	第1順位の株式数又は 出資金の額 (20)	16	21		
	保有割合 $\frac{(16)}{(14)}$	17	22		
	大規模法人合計の株式数 又は出資金の額 (24)	18	23		
	保有割合 $\frac{(18)}{(14)}$	19	計 (20) + (21) + (22) + (23)	24	

特別償却の付表 (震四) 平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

改 正 後

(24) 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の償却限度額の計算に関する付表)

被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の償却限度額の計算に関する付表（震災特例法18の2、26の2、旧震災特例法18の2、26の2）

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

特別償却の付表(農五) 平一十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

被災者向け優良賃貸住宅の種類	1	建物・建物附属設備	建物・建物附属設備	建物・建物附属設備
家屋の構造又は設備の名称	2			
細目及び耐用年数	3	()年	()年	()年
同上の所在地	4			
取得等年月日	5	平・・	平・・	平・・
新築等の後、最初に事業の用に供した年月日	6	平・・	平・・	平・・
取得価額	7	円	円	円
同上のうち対象となる部分の取得価額	8			
同上に係る普通償却限度額	9			
割増償却率	10	$\frac{50又は70}{100}$	$\frac{50又は70}{100}$	$\frac{50又は70}{100}$
割増償却限度額(9)×(10)	11	円	円	円
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金

適 用 要 件

家屋及び建築物の区分	13	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物
3.3平方メートル当たりの取得価額	14	円	円	円
各独立部分ごとの床面積	15	m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸
		m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸
		m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸
生活用設備の有無	16	有・無	有・無	有・無
被災者向け優先公募の有無	17	有・無	有・無	有・無
単身者向け優先公募の有無	18	有・無	有・無	有・無
適正家賃要件	19	該当・非該当	該当・非該当	該当・非該当
該当する各独立部分の戸数	20	戸	戸	戸
(20)のうちその床面積が50㎡以上であるものの戸数	21			

27.06改正

改 正 前

(27) 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の償却限度額の計算に関する付表)

被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の償却限度額の計算に関する付表（震災特例法18の2、26の2、旧震災特例法18の2、26の2）

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

特別償却の付表(農五) 平一十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

被災者向け優良賃貸住宅の種類	1	建物・建物附属設備	建物・建物附属設備	建物・建物附属設備
家屋の構造又は設備の名称	2			
細目及び耐用年数	3	()年	()年	()年
同上の所在地	4			
取得等年月日	5	平・・	平・・	平・・
新築等の後、最初に事業の用に供した年月日	6	平・・	平・・	平・・
取得価額	7	円	円	円
同上のうち対象となる部分の取得価額	8			
同上に係る普通償却限度額	9			
割増償却率	10	$\frac{50又は70}{100}$	$\frac{50又は70}{100}$	$\frac{50又は70}{100}$
割増償却限度額(9)×(10)	11	円	円	円
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金

適 用 要 件

家屋及び建築物の区分	13	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物
3.3平方メートル当たりの取得価額	14	円	円	円
各独立部分ごとの床面積	15	m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸
		m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸
		m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸
生活用設備の有無	16	有・無	有・無	有・無
被災者向け優先公募の有無	17	有・無	有・無	有・無
単身者向け優先公募の有無	18	有・無	有・無	有・無
適正家賃要件	19	該当・非該当	該当・非該当	該当・非該当
該当する各独立部分の戸数	20	戸	戸	戸
(20)のうちその床面積が50㎡以上であるものの戸数	21			

26.06改正